

規 則

「千曲市中小企業振興資金融資あっせん規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和8年3月10日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第8号

千曲市中小企業振興資金融資あっせん規則の一部を改正する規則

千曲市中小企業振興資金融資あっせん規則（平成 15 年千曲市規則第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 5 号を次のように改める。

(5) 災害対策資金

第 7 条中第 6 号及び第 7 号を削り、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を削り、第 10 号を第 7 号とする。

第 9 条第 1 項中「公害防止資金、魅力ある店づくり資金、空き店舗対策資金」を「災害対策資金」に改め、「原油・原材料高対策資金」を削る。

附則第 3 項中「第 7 条第 10 号」を「第 7 条第 7 号」に、「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

資金名	貸付対象者	資金の 用途	あっせ ん限度	貸付利 率	貸付期 間	償還方 法	保証人	担保
一般事業 資金	中小企業者	運転資 金	30,000	千円年	5 年以 内	月賦返 済	連帯保証人 は原則不要。 ただし、次に 該当する場 合はこの限 りではない。 (1) 申込者が 会社又は 中小企業 団体等に あつては、 その経営 責任のあ	必要に 応じて 徴する
		設備資 金		ただ し、「ち くま創 造枠」 とし て、① 「職場 いきい きアド バンス カンパ	7 年以 内			

				<p>ニー」 の認証 又は② 「長野 県SDGs 推進企 業登録 制度」 の登録 を受け た者 は、貸 付利率 から 0.2% を引下 げるも のとし る。</p>			<p>る地位の 役員(代表 権のある ものをい う。)を連 帯保証人 として個 人保証さ せるもの であるこ と(信用保 証協会が 経営者保 証ガイド ラインに 則った対 応等によ り個人保 証をさせ</p>					
特別小口 資金	法第2条第3項各号に 規定する小規模企業者	<table border="1"> <tr> <td>運転資 金</td> <td>20,000年</td> <td>5年以 内</td> <td>月賦返 済</td> </tr> <tr> <td>設備資 金</td> <td>2.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	運転資 金	20,000年	5年以 内	月賦返 済	設備資 金	2.0%			<p>ない場合 を除く。) (2)実質的な 経営権を 持っている 者、営業 許可名義 人又は申 込人(法人 の場合は</p>	<p>要しな い</p>
運転資 金	20,000年	5年以 内	月賦返 済									
設備資 金	2.0%											
			<p>ただ し、「ち くま創 造枠」 とし て、① 「職場 いきい</p>									

				<p>きアド バンス カンパ ニー」 の認証 又は② 「長野 県SDGs 推進企 業登録 制度」 の登録 を受け た者 は、貸 付利率 から 0.2% を引下 げるも のとな る。</p>			<p>その代表 者)ととも に当該事 業に従事 する配偶 者を連帯 保証人と して個人 保証させ る場合が あること。 (3)本人又は 代表者に 健康上の 理由があ る場合、事 業承継予 定者を連 帯保証人 として個 人保証さ せる場合</p>				
創業支援 資金	市内に住所を有し、適切な事業計画及びこれを実施する経営能力を有する者で、次のいずれかに該当する中小企業者（スタートアップ創出促進保証制度要綱	<table border="1"> <tr> <td>運転資 金</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>設備資 金</td> <td></td> </tr> </table>	運転資 金	15,000	設備資 金		<p>年 1.2% ただ し、「移 住枠」 とし て、県</p>	<p>5年以 内 7年以 内</p>	<p>月賦返 済</p>	<p>があるこ と。 (4)財務内容 その他の 経営の状 況を総合 的に判断</p>	<p>必要に 応じて 徴する</p>
運転資 金	15,000										
設備資 金											

	(令和5年2月6日付け 20230130 中庁第3号 中小企業庁長官通知) に規定するスタートアップ創出促進保証制度を利用するものを含む。) ①市内で新たに開業しようとするもの ②市内で開業後1年未満のもの			外に5年以上在住し、住民票を移してから2年以内の者は、貸付利率から0.2%を引上げるものとする。			して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、	
企業立地資金	市外において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者であって、市内に初めて事業所等を設置しようとする者	設備資金	50,000	年	15年以上	月賦返済	当該協力者等を連帯保証人として個人保証させる場合	必要に応じて徴する
災害対策資金	市内の中小企業者で、災害、異常気象等により被災した者で、災害証明書の交付を受けた者	運転資金 設備資金	30,000	年	10年以上	月賦返済	があること。	必要に応じて徴する
経営安定	次のいずれかに該当す	運転資金	40,000	年	7年以上	月賦返済		必要に

資金	<p>る者</p> <p>金</p> <p>(1) 中小企業者で、次のいずれかに該当し、商工会議所又は商工会の認めた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年に比して6か月で5%又は3か月で10%以上売上げが減少している者 ・前年に比して3か月で5%以上売上高経常利益率が減少している者 ・不渡り手形を受け取った者 <p>(2) 法第2条第5項第4号又は第5号に該当することについて市長の認定を受けた中小企業者</p> <p>(3) 危機関連保証制度要綱(平成29・10・23中庁第1号)に定める危機関連保証を利用する中小企業者</p> <p>*借換えについては信用保証協会の保証付既借入残高を借換えるもので返済が軽減化されるもの</p>	2.1%	内	済	応じて徴する
----	---	------	---	---	--------

設備投資 特別資金	中小企業者	設備資 金	30,000年	1.7%	10年以 内	月賦返 済	必要に 応じて 徴する
--------------	-------	----------	---------	------	-----------	----------	-------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定（「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の千曲市中小企業振興資金融資あっせん規則の規定は、施行の日以後の借入れから適用し、施行の日前の借入れについては、なお従前の例による。